

平成 30 年 3 月 12 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

◆ 配付資料 ◆

- 資料 1：区役所利用者及び区役所職員等へのアンケート調査への対応状況と区再編による課題解決の考え方
- 資料 2：協働センターのカバー人口及び世帯数

当日配付

- ・説明資料のイメージ（案）

区役所利用者及び区役所職員等へのアンケート調査への対応状況と区再編による課題解決の考え方

	現行区制度における市民サービスに係る課題 (平成25年10月15日開催 行財政改革特別委員会資料P.1から引用)	課題への現在の対応状況		区再編による課題解決の考え方
	意見 (平成24年8月28日開催 行財政改革特別委員会資料P.5～10及び平成25年10月15日開催 行財政改革特別委員会資料P.5～24 区役所利用者、区協議会委員、区役所職員への調査結果及び区自治会連合会(以下「自連」、区協議会(以下「区協」)との意見交換における意見から引用)	区分	詳細	
市民の視点	行政区とその他の区域(学区など)が一致していない場合があり、分かりにくい。 ・校区別に組織している団体が活動する際、2つの区にまたがるのは、とても不自由である。(中区・区協議会委員) ・区割りの際に、学区、消防団、浜松まつり、交番などの区域割りに変化が生じたため不便を感じる。(中区自連・区協)	未対応	(区再編により対応)	区再編により区域が統合されることで、行政区域とその他区域(学区など)の不一致を解消できる。 ＜検討の前提条件＞ ・合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合する。(合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。)
	区の境界付近に同じ町名があり、分かりにくい。 —	未対応	(区再編により対応)	旧浜松の区域については、区再編により区域が統合されることで、同じ町で別の区となっている状況を解消できる。 ＜検討の前提条件＞ ・合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合する。(合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。)
	公共交通が市中心部へ向かうものが多いため、区役所へ行くより、市役所(又は中区役所)へ行くほうが便利な地域もある。 ・区役所へ行くまでの道路と(公共)交通機関の充実(を期待する)。(東区・区協議会委員) ・区割りの仕方が良くない。母の家は市役所の方がずっと近く、また行きやすい。(東区役所利用者) ・バスの本数が少ない。位置が東区の端すぎ。(東区役所利用者) ・南区民であるが、遠すぎて使えない。いつもサービスセンターや西区・中區で間に合わせている。もし南区役所でないといけないものがあつたら困っている。(西区役所利用者) ・若林在住で、中区役所の方が近いので、諸手続きは中区役所で行いたい。(南区役所利用者) ・交通の便によいところ(バス1本で通える)へ移ると良い。(北区役所利用者)	未対応	(区再編により対応)	旧浜松市の区域については、区再編により公共交通機関で区役所へ行きやすくなる地域がある。 ＜検討の前提条件＞ ・合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合する。(合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。) ・交通体系を考慮する。(高齢者等の増加を踏まえ、バスや鉄道等の公共交通機関の状況を考慮する。)
	区の人口規模、面積が不均一なため、行政サービスが不均一となりやすい。 ・中山間地などの地域性を考慮してバランス良くサービスを提供してほしい。(天竜区・区協) ・区別に機能を分散したことにより少々不便になった。インターネットサービスをもっと充実させてほしい。(中区役所利用者) ・中区は、職員も多く業務も細分化されているが、他区は職員数からして不足では？(中区役所利用者) ・人の削減。こんなに必要はない。(中区役所利用者)	一部対応	・区域が広大な天竜区は、第1種協働センターにおいて障害福祉関係事務等を処理している。 ・「浜松市中山間地域振興計画(平成22年3月)」に基づき、地域の主体的な取組を引き出し、協働による地域再生を推進している。 ・平成28年7月から住民票の写し等の証明書をコンビニにおいて交付するサービスを開始した。 ・平成28年3月に新たな定員適正化計画を策定し、効率的で効果的な事業運営を念頭に、事業実施に必要な定員を確保している。	区再編に伴う行政組織の改編によって業務を集約し、集約による削減人員を行政サービスの維持向上に活用することで、地域特性に応じ、メリハリを効かせ、実態に即したサービスが提供できる。 ＜検討の前提条件＞ ・住民に身近な区出先機関の機能を拡充する。(頻繁に利用するサービスは、区役所や協働センターなど身近な場所で提供できるように工夫する。事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性を配慮した実施方法も適宜検討する。)
	専門性を必要とする職員が分散配置されることにより、窓口や現場対応に支障をきたし、市民サービスの低下につながっている場合がある。 ・ケースワーカーが少なすぎる(中区役所利用者) ・専門職である保健師が7区に分散配置されているため、産休・育休等の長期休暇者のカバーが難しい。(中区・東区役所職員) ・ケースワーカーが不足し、慢性的な時間外勤務の状況になっている。(西区役所職員)	一部対応	・平成21年4月に、食品衛生などの公衆衛生に関する業務において職員の集約を図るため、「保健所」及び「保健所西支所」「保健所北支所」「保健所浜北支所」「保健所天竜支所」の5つの組織を、「保健所」及び「保健所浜北支所」の2つの組織に集約した。 ・平成23年7月に、7区の区役所が所管していた道路・河川の小規模修繕などの業務を4つの土木整備事務所に集約した。 ・平成24年9月に区役所税務課が担っていた課税事務を本庁市民税課及び資産税課に集約した。	区再編に伴う行政組織の改編により、専門知識を有する職員を集約することで、行政サービスの質の維持向上を図ることができる。 ＜検討の前提条件＞ ・新たな発想で時代の転換点に柔軟に対応する。(行政区再編によって身近なサービス拠点となる機関の組織と人材の配置を見直し、必要な財源と人材を捻出していく。)

	現行区制度における市民サービスに係る課題 (平成25年10月15日開催 行財政改革特別委員会資料P.1から引用)		課題への現在の対応状況		区再編による課題解決の考え方
	意見 (平成24年8月28日開催 行財政改革特別委員会資料P.5～10及び平成25年10月15日開催 行財政改革特別委員会資料P.5～24 区役所利用者、区協議会委員、区役所職員への調査結果及び区自治会連合会(以下「自連」、区協議会(以下「区協」)との意見交換における意見から引用)	区分	詳細		
市民の視点	区長の権限強化を望む声もあるが、効率的な行政との整合を図る必要がある。 ・区役所の権限をより強化拡大し、区単位で地域色を活かした施策を企画・実施できる体制を望む。(北区・区協議会委員) ・区の統合をして大きな区役所を期待する。浜松市全体を広い視野で見る必要がある。(南区・区協議会委員)	一部対応	・「浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年4月施行)」に基づき、区長が総合調整機能を発揮し、区における総合行政を積極的に推進している。 ・「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について(平成21年12月)」に基づき、情報共有を通じて事務の円滑な推進に努めている。	区再編に伴う行政組織の改編により、区の組織と福祉や土木の事務所を同じ庁舎にすることで、地域課題解決や災害時における、区長の対応力が強化できる。 ＜検討の前提条件＞ ・新たな発想で時代の転換点に柔軟に対応する。(行政区再編によって身近なサービス拠点となる機関の組織と人材の配置を見直し、必要な財源と人材を捻出していく。)	
	合併から2年足らずで区制施行したため、市民サービスの変化が、合併に起因するのか、区制施行に起因するのか、混同しがちになる。 —	区再編以外の手法で対応	・市民サービスの変更等に関わる部分については、広報はままつ等を活用し情報提供を行っており、平成28年6月にとりまとめた「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」においてもサービスの変化について整理している。引き続き様々な広報ツールを活用し、情報提供に努める。		
	その他(浜北区役所庁舎に関するもの) ・区役所は昔のつくり。新しくしてほしい。(浜北区役所利用者) ・介護保険と高齢者福祉の窓口が1階と2階にわかれているので不便。社会福祉課は1階が良いのでは。(浜北区役所利用者) ・公共交通機関で行きやすいようにしてほしい。(浜北区役所利用者)	区再編以外の手法で対応	・平成28年10月に遠州鉄道浜北駅前の公共施設「なゆた・浜北」に浜北区役所を移転。社会福祉課、長寿保険課、区民生活課、健康づくり課を1階に配置。		
行政の視点	新設区役所と既存の協働センターが近接している地域があり、サービス機能の重複がある。 —	未対応	・区制度の検討の結果、平成29年2月24日開催 行財政改革特別委員会に提出した資料にて、協働センターの設置箇所は旧第2種協働センターの配置を原則とすることとした。	区再編に伴う行政組織の改編により、区役所と協働センターの役割分担を進める。 ＜検討の前提条件＞ ・合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合する。(合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。)	
	住民登録地又は土地の所在地の区でしか提供できないサービスがある。 ・国民健康保険特定疾病療養受療証は住所地の区役所でないとその場での発行ができなく、他の区役所では交付申請書の受付しかできない。(南区役所職員) ・南区民であるが、遠すぎて使えない。いつもサービスセンターや西区・中区で間に合わせている。もし南区役所でないといけないものがあつたら困っている。(西区役所利用者)(再掲)	一部対応	・システムの更新により、平成29年4月から住所地以外の区役所で国民健康保険特定疾病療養受療証の申請受付及び発行が可能となった。 —	旧浜松市の区域については、区再編により区域が統合されることで、住民登録地又は土地の所在地の区での提供に限定されていたサービスが提供できるようになる地域がある。 ＜検討の前提条件＞ ・合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合する。(合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。)	
	市民サービスに直結しない内部業務を行う課が区ごとに必要となり、非効率な面がある。 —	一部対応	・平成26年4月に、区役所の会計審査事務を本庁に集約した。 ・平成25年4月に区役所における人事管理業務の一部を本庁に集約した。	区再編に伴う行政組織の改編により、市民サービスに直結しない内部事務を集約することで、効率的な行財政の運営ができる。 ＜検討の前提条件＞ ・新たな発想で時代の転換点に柔軟に対応する。(行政区再編によって身近なサービス拠点となる機関の組織と人材の配置を見直し、必要な財源と人材を捻出していく。)	
	事務執行のための本庁・区役所間の調整に時間と手間が掛かる。 ・組織が1つの事務所にとまわっていないと何をすることも不便。無駄な移動時間や物の移動が発生する。(北区役所職員) ・事務所が分断されているのはやや不便。(天竜区役所利用者) ・いろいろな課へ用事の際、あまり移動しなくても済むように。(北区役所利用者)	一部対応	・「浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年4月施行)」に基づき、区役所と本庁の円滑な連絡調整による事務事業の推進に努めている。 ・「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について(平成21年12月)」に基づく、区役所業務の本庁集約を進めることにより、業務集約による行政事務の効率化や職員の専門性の向上を図っている。 ・平成23年7月に、7区の区役所が所管していた道路・河川の小規模修繕などの業務を4つの土木整備事務所に集約した。 ・平成24年9月に区役所税務課が担っていた課税事務を本庁市民税課及び資産税課に集約した。	区再編に伴う行政組織の改編により、業務を集約することで、本庁と区役所の調整に係る事務の省力化が図られ、効率的な行財政の運営ができる。また、区の組織と福祉や土木の事務所を同じ庁舎にすることで、地域課題解決や災害時における対応力が強化できる。 ＜検討の前提条件＞ ・新たな発想で時代の転換点に柔軟に対応する。(行政区再編によって身近なサービス拠点となる機関の組織と人材の配置を見直し、必要な財源と人材を捻出していく。)	
予算要求課が本庁担当課、執行課が区役所であるため、責任等の所在が市民からは分かりにくく、市民や議会に対する説明責任の所在が曖昧な場合がある。 ・業務によっては区・本庁としての業務のすみわけが不明確(観光業務)で、政策に向けての業務など本来、本庁で行うべきものまで区が実施している。(北区役所職員) ・身近な区役所として、気軽に相談でき、かつ、自分の所管事項はもちろん、他の課のことも概要くらいは承知してほしい。(西区・区協議会委員)	区再編以外の手法で対応	・事務分掌規則において所掌事務が明確化されており、責任等の所在は整理されている。引き続き区に係る予算編成事務の更なる適正化に努めるとともに、職員間の緊密な連携を図る。			

協働センターのカバー人口及び世帯数

※人口及び世帯数は住民基本台帳による

区名	協働センター	地区等	H29.4.1現在	
			人口 (人)	世帯数 (世帯)
中区	東部協働センター	江東地区19町	17,485	7,828
		飯田地区8町(南区)	12,894	5,259
	富塚協働センター	富塚地区1町	15,789	6,735
		菟丘地区52町のうち1町の一部(和合町西和自治会)	2,681	1,183
	高台協働センター	菟丘地区52町のうち20町(和合町(西和自治会除く)、和合北一～四丁目、住吉一～五丁目、幸一～五丁目、泉町、泉一～四丁目)	28,268	12,834
		城北地区20町のうち3町(和地山一～三丁目) ※重複	2,188	1,028
	西部協働センター	城北地区20町 ※重複	22,262	9,931
	佐鳴台協働センター	佐鳴台地区6町	10,633	4,885
	北部協働センター	菟丘地区52町のうち32町(葵東一～三丁目、高丘東一～五丁目、高丘西一～四丁目、高丘北一～四丁目、高丘町、葵西一～六丁目、菟丘一～五丁目、小豆餅一～四丁目)	40,795	18,194
		花川地区2町	1,752	737
	県居協働センター	西地区10町	14,422	6,757
		県居地区8町	5,213	2,514
	南部協働センター	江西地区15町	14,122	6,713
		駅南地区4町	9,130	4,659
中部協働センター	東地区10町	9,728	4,752	
	中央地区17町	4,443	2,344	
	北地区4町	5,770	2,938	
曳馬協働センター	曳馬地区25町	36,575	16,275	
東区	蒲協働センター	蒲地区10町	20,373	8,939
	天竜協働センター	和田地区11町	20,787	8,879
		中ノ町地区5町	6,222	2,397
	長上協働センター	長上地区8町	26,510	11,003
	笠井協働センター	笠井地区8町	15,413	5,772
積志協働センター	積志地区19町	40,676	15,926	
西区	神久呂協働センター	神久呂地区4町	11,917	4,745
	入野協働センター	入野地区10町	24,835	10,024
	伊佐見協働センター	伊佐見地区4町	10,946	3,911
	和地協働センター	和地地区10町	11,699	4,330
	庄内協働センター	庄内地区9町	10,377	3,940
	篠原協働センター	篠原地区3町	15,164	5,881
	舞阪協働センター	舞阪地区4町	11,764	4,771
	雄踏協働センター	雄踏地区4町	15,352	5,646

区名	協働センター	地区等	H29.4.1現在	
			人口 (人)	世帯数 (世帯)
南区	南陽協働センター	河輪地区6町	5,224	1,944
		芳川地区18町	24,564	9,945
	五島協働センター	五島地区8町	8,380	3,434
	白脇協働センター	白脇地区7町	21,676	8,897
	新津協働センター	新津地区8町	14,067	5,690
	可美協働センター	可美地区4町	16,149	7,166
北区	三方原協働センター	三方原地区7町	33,968	13,652
	都田協働センター	都田地区3町	6,658	2,608
		新都田地区5町	4,530	1,681
	細江協働センター	細江地区5町	20,965	8,102
	引佐協働センター	引佐地区25町	13,226	4,690
	三ヶ日協働センター	三ヶ日地区19町	14,445	4,980
浜北区	北浜南部協働センター	北浜地区20町	39,061	14,423
	浜名協働センター	浜名地区13町	24,365	8,661
	中瀬協働センター	中瀬地区3町	11,945	4,283
		赤佐地区3町	11,912	4,477
	麩玉協働センター	麩玉地区7町	11,189	3,668
天竜区	二俣協働センター	天竜地区38町のうち5町(二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿蔵、二俣町鹿島、二俣町南鹿島)	6,555	2,586
	天竜区振興課	天竜地区38町のうち33町(熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、懐山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名)	12,537	4,968
	春野協働センター	春野地区22町	4,537	1,849
	佐久間協働センター	佐久間地区10町	3,626	1,808
	水窪協働センター	水窪地区3町	2,173	1,096
	龍山協働センター	龍山地区4町	658	332
計(※重複分含む)			808,595	332,670

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

浜松市

1

はじめに

浜松市では、新たな行政区、行政サービス提供体制について、市議会での議論などにより検討を進めてきました。その議論に際して、市が提示した資料の抜粋がこの資料です。

今後、市民の皆様のご意見を伺い、さらに検討してまいります。

※この資料の内容は決定したものではありませんので、ご注意ください。

2

目 次

1 行政区再編の必要性

- (1) 区割りの経緯
- (2) 本市を取り巻く環境の変化
- (3) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造
- (4) 行政区再編の効果

2 区再編案

- (1) 検討の前提条件
- (2) 区再編案
 - ・案①
 - ・案②
 - ・案③

3 再編後の姿

- (1) まちづくりやサービス拠点のイメージ
- (2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ
- (3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ
- (4) 協働センターの機能強化
- (5) 市民協働による地域づくりの推進

4 今後のスケジュール

5 Q&A

3

1 行政区再編の必要性

- (1) 区割りの経緯

平成19年4月1日 政令指定都市移行 7行政区施行

区割りの基準は、法令等で明確化されていない

合併協議において議論され、内定

他の政令指定都市を参考に、人口規模や地形・地物、地域コミュニティ、歴史的沿革、市町村境などの地域事情に配慮



4

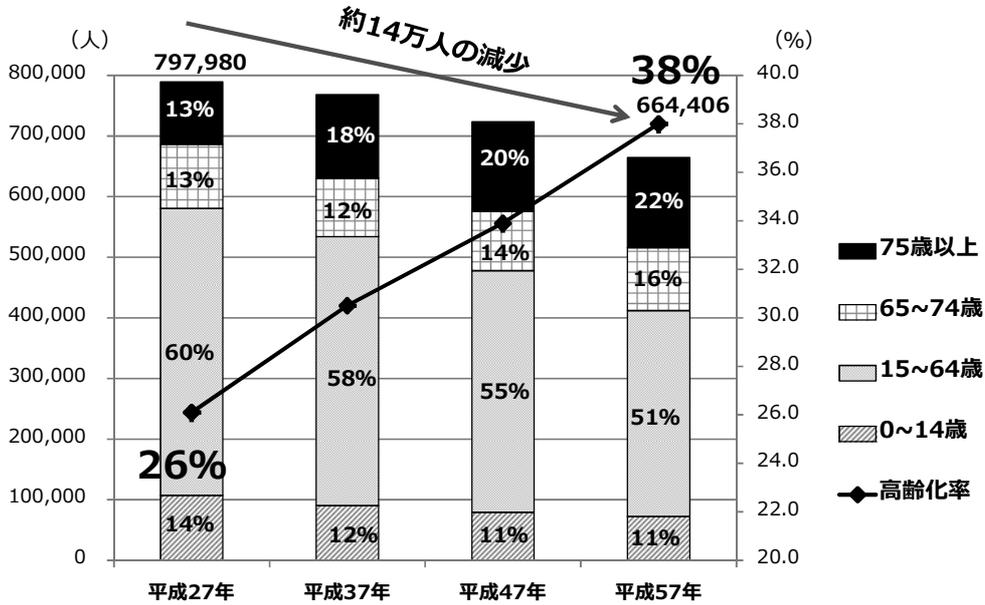
1 行政区再編の必要性

(2) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

平成57年には、

人口が約**14万人**減少し、**5人に2人**が高齢者に



出典: H27国勢調査、浜松市の将来推計人口 (平成25年3月推計)

1 行政区再編の必要性

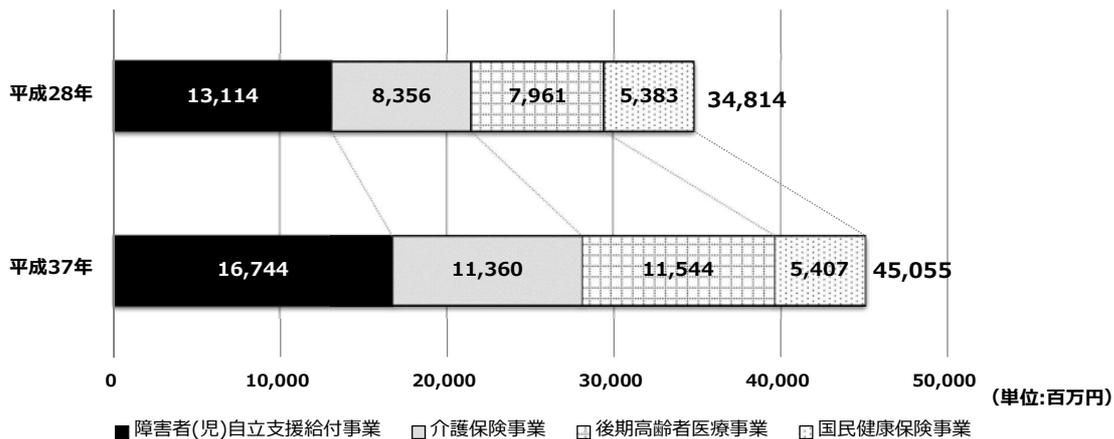
(2) 本市を取り巻く環境の変化

②社会保障費の増大

高齢者人口の拡大により、平成37年には、

後期高齢に係る事業費約**45%**、介護保険に係る事業費約**36%**増加

医療・保健・福祉に係る事業費の将来見通し



出典: 平成28年6月23日開催浜松市行政経営諮問会議第7回審議会資料

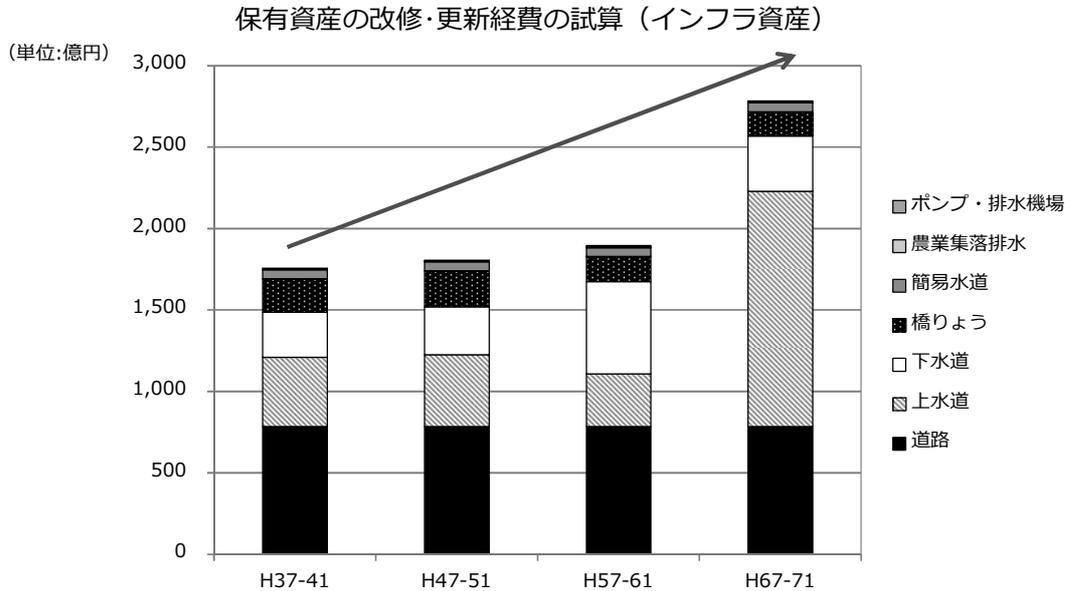
1 行政区再編の必要性

(2) 本市を取り巻く環境の変化

③インフラの老朽化

今後50年間で、

改修・更新経費**1兆9,789億円** 1年当たり**396億円**



7

1 行政区再編の必要性

(2) 本市を取り巻く環境の変化

①人口減少、超高齢化

②社会保障費の増大

③インフラの老朽化



➤ これまでに経験したことがない人口減少、超高齢化などを克服し、浜松市政を健全で持続可能なものとするために、今後の行政サービスの維持・強化策について検討を進める必要があります。

8

1 行政区再編の必要性

(3) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

これまでの本市の主な取り組み

区役所業務の本庁集約

区協議会の設置運営

区出先機関の再構築

コミュニティ担当職員の配置等

将来を見据えたチャレンジ！

- これまでの様々な取組を踏まえ、拠点の分散化による専門的なサービス水準の低下や、地域コミュニティ支援などのさらなる課題に対応するために、将来を見据えた新たな取組を行う必要があります。

9

1 行政区再編の必要性

(3) 未来を見据えた新たな自治モデルの創造

旧浜松市域を
一体的な体制と
することで実現！

基礎自治体としての
自律した持続性と
住民に**身近な**
サービス提供
体制の両立



未来を見据えた
新たな自治
モデルの創造

- 行政区再編によって旧浜松市域を一体的な体制とし、区役所などの組織と人材配置を総合的に見直すことで、持続可能性と身近なサービスの両立に向けた新たな自治モデルを創造します。

10

1 行政区再編の必要性

(4) 行政区再編の効果

- ▶ 行政区再編及びそれに伴う行政組織の改編により、以下の効果が期待されます。

😊 市民の利便性の向上

福祉や土木など、市の機関が区役所庁舎や(仮称)行政センター庁舎に集約することで、行政手続きがワンストップ化



😊 市政に参画する機会の拡大

区協議会に加え、任意の(仮称)地域委員会を設置するなど、協働センター(旧公民館)を拠点とする地域づくりを推進



11

1 行政区再編の必要性

(4) 行政区再編の効果

😊 行財政運営の効率化

業務の集約によって得られた人や財源を新たな行政需要への対応に活用



😊 行政サービスの向上

福祉や土木の事業所が同じ庁舎に所在することにより、地域課題解決や災害における区の対応力を強化



12

2 区再編案

(1) 検討の前提条件

下記の主な検討条件に基づき、区割りを検討しました。

➤ **再編は、現行区の合区を基本とします。**

区制移行10年間の取組の単位を尊重し、現在の区やコミュニティのまとまりと活動の実態に配慮し、それらを分断するような新たな分割は行わない。

➤ **合併、政令市移行により複数区に分割となった旧市域は、可能な限り統合します。**

合併以前に旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とする。

行政区域とその他区域（学区など）の不一致を解消できる。

➤ **住民に身近な区出先機関の機能を拡充します。**

頻繁に利用するサービスは、区役所や協働センターなど身近な場所で提供できるように工夫する。

事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性を配慮した実施方法（例:タブレットやテレビ会議システム等ICTの活用）も適宜検討する。

13

2 区再編案

案①



➤ 都心を核とし平野部が広がる南部と副都心を核とした緑豊かで自然と産業が調和した北部

➤ 人口 (H27国勢調査)

A区:中区+東区+西区+南区 (578,221人)

B区:北区+浜北区+天竜区 (219,759人)

➤ 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
450	244	249	943

➤ 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)

約5億6千万円

➤ 年間削減効果額

約10億円

14

2 区再編案

案②



- 旧浜松市を核とし、多様な産業が盛んな南部と副都心を核とし緑豊かで定住できる北部
- 人口 (H27国勢調査)
A区:中区+東区+西区+南区+北区 (671,788人)
B区:浜北区+天竜区 (126,192人)

- 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	(仮称)行政センター	合計
510	184	249	943

- 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億6千万円
- 年間削減効果額
約10億円

15

2 区再編案

案③



- 都心を核とし平野部が広がる沿岸を含む地域、産業と自然環境に恵まれた内陸地域、豊かな自然と地域特性を生かし定住できる天竜区
- 人口 (H27国勢調査)
A区:中区+東区+西区+南区 (578,221人)
B区:北区+浜北区 (189,467人)
C区:天竜区 (30,292人)

- 区役所・(仮称)行政センター職員数

A区役所	B区役所	C区役所	(仮称)行政センター	合計
450	186	118	214	968

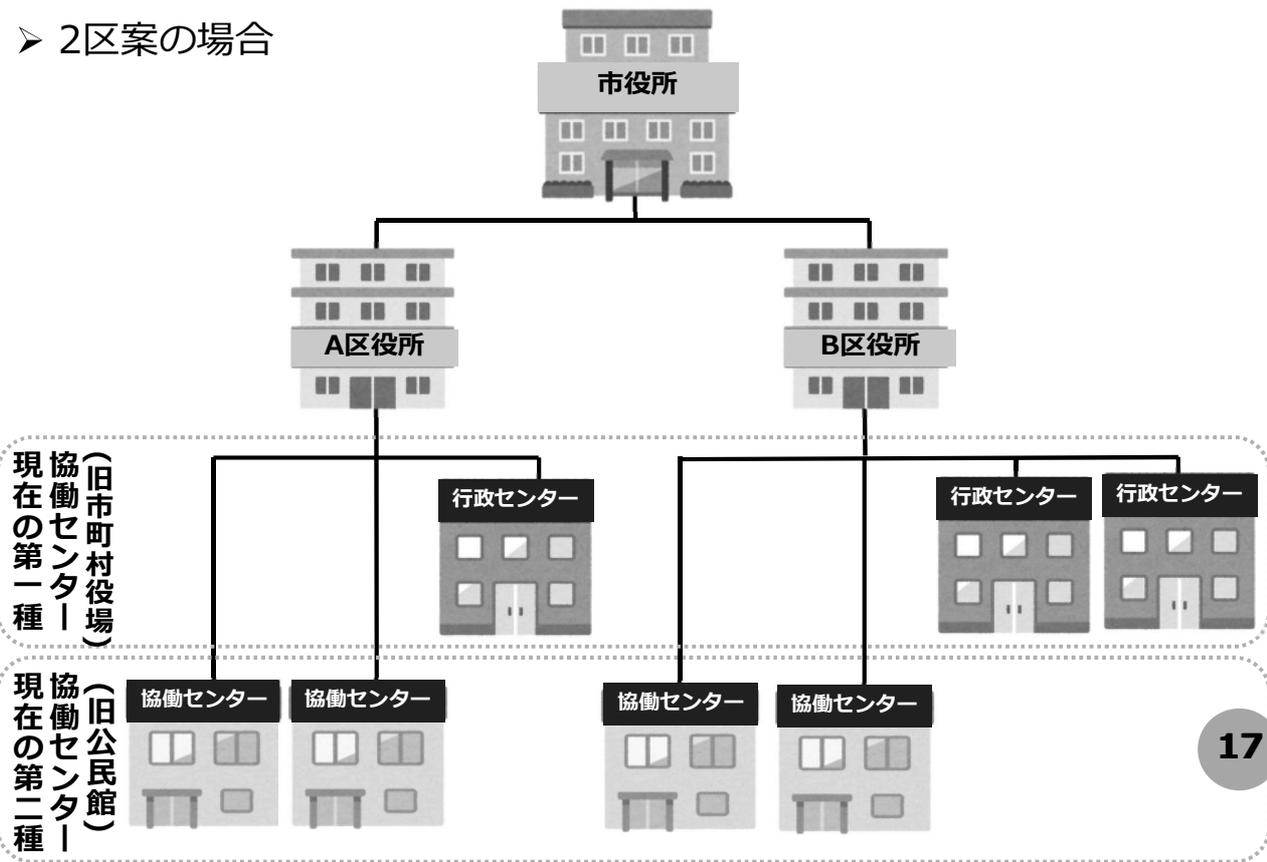
- 必要経費 (庁舎等整備、システム改修等)
約5億5千万円
- 年間削減効果額
約8億円

16

3 再編後の区の姿

(1) まちづくりやサービス拠点のイメージ

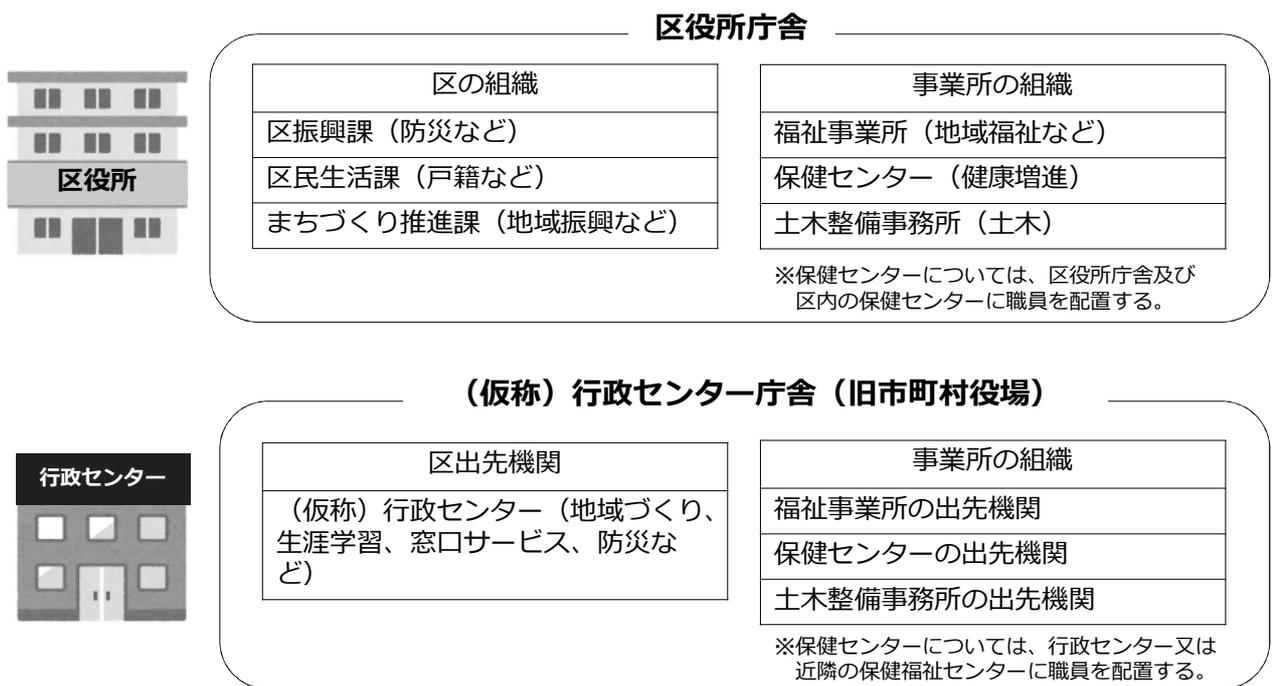
➤ 2区案の場合



17

3 再編後の区の姿

(2) 区役所・(仮称)行政センター庁舎のイメージ



➤ 区及び区出先機関の組織と福祉や土木の事業所が同じ庁舎に所在することにより、地域課題解決や災害時における対応力を強化

18

3 再編後の区の姿

(3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ

- 協働センター（旧町村役場）の名称を(仮称)行政センターに変更し、以下の業務を取り扱います。



- 地域づくり
- 生涯学習
- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)
- 地域の固有事業
(防災・農林道の簡易な維持管理など)



[場所]舞阪・雄踏、細江、引佐、三ヶ日、浜北、天竜、春野、佐久間、水窪、龍山のうち、区再編で区役所とならないところ

19

3 再編後の区の姿

(3) (仮称)行政センター・協働センターのイメージ

- (仮称)行政センターの取扱業務は、下記のとおりです。



- 地域づくり
- 生涯学習
- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)
- 地域の固有事業
(防災・農林道の簡易な維持管理など)



[場所]舞阪・雄踏、細江、引佐、三ヶ日、浜北、天竜、春野、佐久間、水窪、龍山のうち、区再編で区役所とならないところ

20

3 再編後の区の姿

(3) (仮称) 行政センター・協働センター

※下線部を各区に所在する施設名に変更して説明。本スライドは、天竜区での説明用。

- 協働センター（旧公民館）と市民サービスセンターの取扱業務は、下記のとおりです。

協働センター（旧公民館）

- 地域づくり



- 生涯学習



※地域コミュニティ支援の拠点として、現在と同じ場所に配置。

[場所] 二俣協働センター

市民サービスセンター

- 窓口サービス
(証明書発行・届出など)



※現在と同じ場所に配置。
なお、市民サービスセンターは協働センター（旧公民館）に併設されるものと単独のものがあります。

[場所] 鹿島市民サービスセンター（単独）
龍山北市民サービスセンター（単独）

※コンビニ交付による利用率の上昇に応じ、市民サービスセンターの集約を図ります。

21

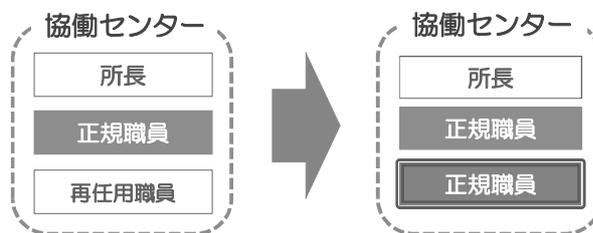
※天竜区内に8か所設置されているふれあいセンターは、原則として現行の機能を維持します。

3 再編後の区の姿

(4) 協働センターの機能強化

- 住民に身近なサービス拠点である協働センターの機能を強化し、効果的で効率的にサービスを提供するとともに、自治会活動などコミュニティ支援の充実を図ります。

◆再任用職員の正規職員化によるサービス提供体制の強化



◆テレビ会議システムによる受付・相談業務の補助



22

3 再編後の区の姿

(5) 市民協働による地域づくりの推進

- ▶ 身近な地域の単位で住民が市政に参加する機会を拡大し、市民協働による地域づくりを推進します。

(仮称) 地域委員会

- 所掌事務 地域課題の協議・解決や地域住民の意見集約
- 位置付け 任意組織
※地域の希望に応じて任意設置
- 運営 行政のコミュニティ担当職員
- 委員構成 自治会、地区社会福祉協議会、PTA 子ども会、青少年健全育成会、NPO ボランティア団体、民生委員等
- 体制イメージ 例1：現在のまちづくり協議会
(行政センター単位)
例2：現在の協働センター運営委員会
(協働センター単位)



情報提供
⇔
意見

行政

諮問・協議 ⇕ 答申・意見

区協議会

23

4 今後のスケジュール

【今後の予定】

年月	内容
平成30年4月～	新たな案に対するご説明・意見聴取
平成30年7月～9月	最終案候補によるパブリックコメント等意見聴取
平成30年度末	行政区再編の有無の決定
平成32年1月1日	新体制に移行 ※移行日は「区制度検討に係る工程表」に基づく予定であり、決まったものではありません。

24

5 Q&A



なぜ今、行政区を再編しなければならないの？

市民サービスの質と量を確保するため、これまでも様々な行政運営の効率化に取り組んできましたが、今後ますます人口減少、少子高齢化が深刻化する中で、より一層のサービス向上を図るためには、これまでの取り組みを上回る、抜本的な改革により、持続可能で身近なサービス提供体制の確立が必要であると考えています。



区再編すると、何が良くなるの？

福祉や土木など、市の機関を区役所庁舎や（仮称）行政センター庁舎に集約することで、行政手続きのワンストップ化による利便性の向上や、地域の課題解決や災害における区の対応力の強化による行政サービスの向上、業務の集約によって生み出された人や財源を新たな行政需要への対応へ活用することなどの効果が期待されます。
また、任意の（仮称）地域委員会を設置することによって市政に参画する機会を拡大し、協働センター（旧公民館）を拠点とする地域づくりを推進することができます。



25

5 Q&A



どうしてこのような区割りを考えたの？

持続可能で身近なサービス提供体制を確立するためには、将来の行政コストと市民サービスのバランスを考慮する必要があります。
合併以前の旧浜松市で機能していた行政サービス提供体制の効率性を基本とすることで業務を集約し、これによって得られた人や財源を行政サービスの維持向上に活用するため、おおむね旧浜松市の地域からなる4区の合区を基本に組み合わせを考えました。



住んでいるところによっては、窓口サービスが不便になるのでは？

お住いの地域から区役所が遠くなってしまうと、（仮称）行政センターや協働センター等身近なサービス拠点でサービスを提供できるように配慮します。また、協働センターと区役所をつなぐテレビ会議システムの導入も検討しています。



区ごとにサービスに差が出てしまうのでは？

7つの区に分散していた専門知識を有する職員を集約することにより、区ごとのサービスの偏りを防ぎ、サービスの質の維持向上を図ります。



26

5 Q&A



区役所から離れてしまった地域の住民の声は、ちゃんと聞いてもらえるの？

区域が広がるため、地域の声が市政に届くよう、（仮称）地域員会を設置します。将来的には、地域委員会が地域全体を包括し、地域コミュニティの核として機能する組織となることを目指します。



区役所が減ると、防災拠点が増減してしまうのでは？

防災業務については、提供場所や拠点数に配慮し、機能維持を図ります。



今まで区役所が進めてきた施策は、これからも続いていくの？

今まで区役所が進めてきた地域力向上事業を始めとする地域振興に係る取り組みは、市民や関係団体の声を聴きながら、取り組み内容・対象地域等に応じた支援を継続します。



27

5 Q&A



区再編によって合区されると、各種地域団体も区単位に統一されるの？

地域住民により自発的に形成された任意の地域団体は、これまでの活動実績を踏まえて運営されるものであり、区再編によって組織の単位を変更することは想定していません。



住所が変わることによって必要になる手続きはある？

区の名称の変更に伴って住所の表示が変更しても、戸籍や自動車運転免許証など、市民生活に関係の深いほとんどのものについて、住所変更の手続きは必要ありません。



区の再編は、決まったことなの？

区の再編や今回の案の内容は、決定したものではありません。今後、今回の案に対する市民の皆様のご意見を踏まえた最終案をとりまとめ、パブリックコメント等で最終案に対するご意見を伺い、平成30年度末に行政区再編の有無を決定する予定です。



28

ご意見をお寄せください！！

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）に関するご意見について、下記お問い合わせ先までお寄せください。

皆様のご意見をお待ちしています！

ご意見は、最終案を検討する上での参考とさせていただきます。

市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会における議論の経過に係る関連資料は、市公式ホームページに掲載しています。

区制度の検討について

検索



<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/kuseido/index.html>

お問い合わせ先

浜松市企画調整部企画課

所在地: 〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階

Tel:053-457-2241 Fax:050-3730-1867

E-mail:kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

29

新たな行政区、行政サービス提供体制（案）

企画調整部 企画課

総務部 人事課

市民部 市民協働・地域政策課

30